

# 特集

# みんなで創る、 わたしたちのまち

## ～『登別市まちづくり 基本条例』素案公表～

市民と行政による協働のまちづくりを推進するため、まちづくりの基本原則や市政運営の具体的な取り組み、市民・行政・議会の役割や責任を明らかにする『登別市まちづくり基本条例』の検討を進めています。

昨年7月、『登別市まちづくり基本条例検討委員会』から条例案などの提言を受け、議会や庁内での意見調整などを行い、条例素案をまとめました。

今月号では、この条例素案とその解説についてお知らせし、皆様のご意見を募集します。

### 分権型社会を担う 協働のまちづくり

地方分権時代を迎え、さまざまな課題に的確に対応していくためには、地方自治体が自己決定・自己責任の原則のもと、地域の特色を生かし、創意工夫によるより効果的で効果的な行政を運営していくことが求められています。

また、少子高齢化が進み、市民ニーズが多様化し増大する中で、市民の心の豊かさや満足度を高めるためには、市民が地域のことについて主体的に考え、決定する市民自治の充実・拡大が期待されています。

そのためには、市民と行政が対等の立場に立ち、共に汗を流し、共通の目的に向かって連携・協力してまちづくりを進めていくことが重要です。

市は、多くの市民の参画によるまちづくりを進めるため、『登別市まちづくり基本条例』を制定します。

この条例は、市民と行政による協働のまちづくりの基本原則をまとめたもので、まちづくりの主体者である市民・行政・議会が、それぞれの役割や責任を明確にし、互いが協働して公正・公平を原則とする開かれた市民自治の実現を

図ることを目的とするもので、まちづくりを進める上での憲法といえます。

### 登別市まちづくり基本条例 制定に向けた取り組み

平成15年6月、『登別市まちづくり基本条例』を白紙の段階から市民主導で検討してもらおうと、『登別市まちづくり基本条例検討委員会（小笠原春一委員長）』が設置されました。

同委員会は、公募の市民と市職員のほか、オブザーバー参加の内専門学校の学生を加えた42人。発足以来、約1年間にわたり、19回の全体



会議や42回のワーキングを、開くなど、独自の条例案づくりに取り組み、昨年7月、条例案などを含む提言書を市長に提出しました。市は、この提言書を基に素案づくりを進め、議会や庁内などの意見調整を終え、条例素案をまとめました。